

1. 地方分権改革の今後の方向性(1/7)

地方分権改革の今後の方向性(ポイント)(1/2)

- 我が国においては、総人口の減少局面に入り、そのスピードが加速化するとともに、急激な少子高齢化が進んでいるが、このような中、今後も、異なる社会環境の下に作られた既存の制度やその運用が所期の効果を発揮できない事態が生じ得る。
- 地方の発意による提案募集方式は、住民に身近な課題を解決し、住民サービスの向上を図ることができる手法であり、幅広い行政分野において、こうした事態を克服し、国及び地方が直面する課題解決において有効な制度。地方分権改革を進めていくため、今後、一層強力に提案募集方式を推進していく。
- 提案募集方式は、特に、住民の立場に立って、地域の実情に応じた住民サービスの展開を図ることが必要不可欠な基礎自治体にとって、今後さらに重要かつ有効なツールとなり得る。しかし、これまで全ての都道府県からは提案があった一方で、市区町村からは、未だ全体の2割程度しか提案がなく、規模の小さい団体ほど提案が少ない状況。
- さらに、地方公共団体においては、提案募集方式自体の認知度が未だ低い状況にあるほか、現場の支障があっても根拠法令の精査や改善策の立案に苦慮するケースも散見される。
- このため、今後の方向性としては、特に、提案募集方式を通じて、基礎自治体に寄り添いながら、基礎自治体にとって必要なサポートを強化する。

地方分権改革の今後の方向性について（案）

1. 地方分権改革の今後の方向性(2/7)

地方分権改革の今後の方向性(ポイント)(2/2)

- 具体的には、提案募集方式を基礎自治体により定着させるため、これまで行ってきた地方公共団体職員を対象とした研修等の地方支援策、情報発信を拡充するのはもちろん、より多くの基礎自治体が提案募集方式を通じて、地方分権改革に取り組めるよう、提案に至るまで強力にバックアップしていく。
- これらを通じて、地方が自らの創意工夫により直面する課題に対処し、地域の元気をつくり、住民サービスを向上させるという「個性を活かし自立した地方」の実現を目指す。このため、以下の①～⑦の観点からの取組を強化していく必要。

【参考】2040年にかけての変化・課題(第32次地方制度調査会、自治体戦略2040構想研究会における主な議論)

- 日本の人口は2000年代後半から減少。2040年までは、一貫して人口減少・少子高齢化が進展。2065年までの年齢構造変化の大半は2040年までに起こる。
- 都道府県別推計結果では、2045年は2015年と比べて、東京都のみが増加。東京圏の出生率は極めて低く、地方から東京圏への若者流出で人口減少のスパイラルに。
- 生産年齢人口を都市部と地方部での奪い合い。地方部の自治体内でも、中心部と山間部で人口格差が広がるおそれ。
- 現在有効求人倍率が高い介護、看護、保育・建設・運輸等では将来的にも労働力不足が生じる、今後も増加が予想される免許返納者の受け皿として、地域公共交通など高齢者の移動手段の確保が必要となる、人口減少が進む2040年頃には更に少ない職員数での行政運営が必要になるなど、今後、様々な分野において対応を求められる可能性。

地方分権改革の今後の方向性について（案）

1. 地方分権改革の今後の方向性(3/7)

① 提案のすそ野の拡大

- 徐々に提案のすそ野は拡大。平成30年提案において、ようやく累計の提案団体が全市区町村の2割を超えたところ。他方、人口規模が小さいほど、1団体あたりの提案数が少なくなる傾向。【資料3-2 P16 図表8・9】
- 当面、全市区町村数の5割から提案がなされることを目標として、5万人未満の市町村を中心として、地方分権改革の趣旨・提案募集方式の有用性に係る更なる研修の充実や情報発信を通じた、地方公共団体・住民の意識向上を図るとともに、地域住民、大学、地域の有識者など提案に関わる主体の広がりといった、提案のすそ野を広げるための取組を加速させる必要。

② 提案の熟度向上

- 特に規模の小さい市町村では、一人の職員が複数の業務を兼務しているため、一つ一つの業務に関する専門知識が必ずしも十分でなく、現場の支障があっても根拠法令の精査や改善策の立案等に苦慮しているケースが散見。【資料3-2 P11】
- そのため、市町村提案の熟度向上に向けて、国・都道府県が連携し、現場の支障事例が提案に至るまでの支援や地方公共団体が円滑に提案を検討するための体制構築等の各種支援を行うとともに、引き続き事前相談における提案に向けた助言等の丁寧な支援が必要。

地方分権改革の今後の方向性について（案）

1. 地方分権改革の今後の方向性(4/7)

③ 国民・住民への地方分権改革の成果の還元

- 提案募集方式は、今年で5年目を迎え、各地方公共団体においてようやく当該制度を活用した住民サービスの改善が進み、その効果が徐々に住民生活に現れる段階となってきた。
【資料3-2 P14、取組・成果事例集】
- 今後、このような効果が本格的に現れ住民生活が豊かになり、国民・住民が改革の成果を実感することで、地方分権改革に対する国民・住民の関心・期待が高まり、次なる課題に対する問題意識が醸成されるという好循環が形成されるよう、国・地方が連携して、より強力に取り組む必要。

④ 提案実現の迅速化

- 各年の提案のうち対応可能なものについては、対応方針の決定前にも順次措置されており、引き続き可能な限り早期の提案実現を求めるスタンスで調整を行っていく。
- 引き続き検討することとされた提案については、十分な検討を行いつつも、提案の迅速な実現を図るため、フォローアップ案件の一層の進捗管理が必要。

地方分権改革の今後の方向性について（案）

1. 地方分権改革の今後の方向性(5/7)

⑤ 提案に係る支障事例等の取扱いの柔軟化

- 一般的に現行制度は制定時に必要性を整理し検討され、一定の正当性があることから、「提案があった」旨のみで見直しの必要性を具体的に主張できなければ、議論が平行線になってしまう。また、法律改正を行う場合は、見直しの必要性について対外的な説明が特に重要。
- 現在の提案募集方式では、地域の実情に根差した具体的な支障事例に基づき議論することにより、関係府省において、抽象的な制度論ではなく、解決に向けた具体的な検討を行い、仮に実現困難な場合は具体的な理由の説明が求められる（関係府省に立証責任がある）形となっている。
- 具体的な支障事例はこのような検討サイクルの核となっており、提案の実現には不可欠。
- 今後、支障事例をより具体的にするため、事前相談等を通じた提案団体への支援を引き続き行っていくとともに、権限移譲や新たな事業の実施に係る提案など、将来的に想定される課題や効果についても、前広に捉え、柔軟に受け付けることが必要。

地方分権改革の今後の方向性について（案）

1. 地方分権改革の今後の方向性(6/7)

⑥ 提案団体の問題意識を踏まえたより柔軟な対応

- 過去に断念した案件の再提案については、そのままでは同様の結論となる可能性が高いため、新たな支障が示されるなど情勢変化があれば調整の対象となる。その対象性の判断に当たっては、関連制度や関係者の意向の変化等、周辺の情勢変化等も踏まえた新たな要素の判断について、提案団体の意向が最大限活かされるよう、柔軟な対応が必要。
- 提案募集方式の対象となっていない、国や民間事業者に関する事業等については、当該事業の政策目的そのものに議論の重点がある場合も多く、それぞれの政策の検討の場において議論されるべき課題。
- 税財源配分や税制改正については、制度全体を視野に入れ専門的に検討する必要があり、社会環境の変化、既存の所管省庁における議論の経過等を踏まえながら、政府全体として取り組むべき課題。
- 上記のような分野においても、例えば、国が直接執行する事業において実質的に地方公共団体への義務付けになっている事務作業の見直しや、税財政制度に関する手続面の見直し等は提案募集の対象となり得るため、提案の対象性の判断については、引き続き地方の問題意識を丁寧に汲み取りつつ、柔軟に対応していく。
- また、「手挙げ方式」については、全国一律の権限移譲が困難な事務・権限についての新たな突破口として、一定の成果を挙げており、引き続き移譲する事務・権限の性質に応じて、有用な選択肢として検討していく。

地方分権改革の今後の方向性について（案）

1. 地方分権改革の今後の方向性(7/7)

⑦ 政策的・制度横断的な課題への対応

- 複数の制度や政策と関わる提案については、内閣府が関係する各府省と調整し、連携して対応している。また、類似の分野の提案があれば、必要に応じ、重点事項として一括りに議論する、部会において集中的に議論する等の対応を行っており、引き続き提案内容に応じ効果的な検討を行っていく。
- 提案募集方式の対象となるもののうち、本質的な制度・政策の見直しが必要となる提案については、短期に結論を得ることは難しい場合が多い。一方、調整の結果、今後の中長期的な検討を行うこととなるなど、提案募集方式において分権的観点で問題が提起され、今後の検討の端緒となる場合はあり得る。また、根本的な見直しが困難であっても、支障の改善のための運用改善等の措置を引き出せることも多い。引き続き、提案団体の問題意識に沿った解決が図られるよう、関係府省と粘り強い調整・検討を行っていく。
- 国と地方の役割分担等の制度的な課題については、提案募集方式を充実・強化しながら、引き続き個別の支障等に基づく議論を積み上げつつ、今後の提案募集方式の実施状況及び社会情勢等も踏まえ、必要に応じて中長期的な分権改革の方向性として議論すべき課題。
- なお、上記のような効果的かつ粘り強い検討を行うためには、地方における支障や問題意識を汲み取ることが重要であることから、事前相談等における提案団体への丁寧な支援も必要。

地方分権改革の今後の方向性について（案）

2. 平成31年以降における具体的取組（例）

1. 提案募集方式の充実のための取組

- ◆ 提案の対象性の判断、支障事例の取扱いについては、事前相談等を通じて提案団体の問題意識を丁寧に汲み取り、これを踏まえ、引き続き柔軟に対応する。これに加え、以下の取組を行う。

<提案のすそ野の拡大>

- ◆ 「支障等」については、実務者が具体的にイメージしやすくなるよう、事例の提供をより充実させ、地方の発意を強力に後押し
- ◆ 提案募集方式を活用することにより、住民サービスの向上のみならず、事務の簡素化・効率化を図ることができることについても、優良事例等をまとめ、積極的に発信
- ◆ 以上の「支障事例」のイメージ、優良事例等を活用しながら、以下のような地方への支援策を充実
 - ・ 都道府県主催の市町村職員研修実施に向けた支援
 - ・ 提案検討の支援ツールの充実
 - ・ 大学、NPO等と連携した支障事例の発掘
 - ・ 地方創生に取り組む行政機関と連携した提案募集方式の活用促進

<提案の熟度向上>

- ◆ 事前相談における丁寧な地方への支援
- ◆ 研修で発掘された支障事例を提案化するための地方公共団体からのシームレスな相談の促進
- ◆ 市町村が抱える現場の支障事例を提案化するための根拠法令調査等の支援
- ◆ 地方公共団体が円滑に提案を検討するための体制構築の支援

<提案の迅速な実現のための取組>

- ◆ 当該年（度）に結論を得るフォローアップ案件の進捗管理の強化
- ◆ 迅速な対応に向けた関係府省との調整（結論が出たものから順次措置を求める等）

<政策的・制度横断的課題への対応>

- ◆ 複数提案の横断的な議論（必要に応じた重点事項としての一括審議、部会における議論）
- ◆ 調整・検討過程における中長期的な議論の問題提起

2. 主に国民・住民への成果の還元のための取組

- ◆ 条例制定時における相談受付等の支援
- ◆ これまで提案募集方式により実現した制度改正についての評価・分析の実施
- ◆ 地域住民を意識した情報発信の充実
- ◆ 政府広報テレビ番組等の作成